

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラグアイ	職業訓練教育施設拡充計画のた めの贈与に関する日本国政府と パラグアイ共和国政府との間の 交換公文	職業訓練教育施設拡充計画を実施するために必要な 1. 職業訓練施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	647,000千円 H18.3.31まで	H17.9.9 アスンシ オンで (同日)	日本側 高橋利弘在パラグ アイ大使 パラグアイ側 レイラ・ラ チド外務大臣	H17.10.3 985号
パラグアイ	国家観光庁音響・照明・視聴覚 機材整備計画のための贈与に関 する日本国政府とパラグアイ共 和国政府との間の交換公文	国家観光庁音響・照明・視聴覚機材整備計画を実施 するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	42,200千円 H18.3.31まで	H17.11.1 東京で (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 パラグアイ側 レイラ・ラ チド外務大臣	H17.11.18 1090号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。